

見積執行調書

			施行番号		507児配修0001	
件名		菰池配水池水位調整弁修繕工事（児）				
施行場所		倉敷市菰池地内				
見積（開札）日時		令和 7年 6月17日			落札率	100.00 %
見積（開札）場所		水道総務課窓口				
執行方法		随意契約	支出負担予定番号		0134	
施行担当課		児島営業所	予定価格（税込）		9,999,000 円	
落札業者		渡辺機工（株）	最低制限価格（税抜）		-	
			落札額（税込）		9,999,000 円	
			消費税及び地方消費税額		909,000 円	
整理番号	入札業者		第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	渡辺機工（株） 0000009903		9,090,000			落札

備考 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

【指名理由】
菰池配水池の水位調整弁は(株)森田鉄工所製であり、当該水位調整弁の分解整備を行うことができるのは、県内唯一の代理店である渡辺機工(株)だけであるため、随意契約を締結し修繕工事を実施するもの。
。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当）

見積執行調書

			施行番号		507管配修0010	
件名		大森団地高架水槽引込開閉器盤内機器更新外修繕工事（管）				
施行場所		倉敷市山地地内				
見積（開札）日時		令和 7年 6月 17日			落札率	100.00 %
見積（開札）場所		水道総務課窓口				
執行方法		随意契約	支出負担予定番号		0127	
施行担当課		水道管理課	予定価格（税込）		376,200 円	
落札業者		東陽電気（株）	最低制限価格（税抜）		-	
			落札額（税込）		376,200 円	
			消費税及び地方消費税額		34,200 円	
整理番号	入札業者		第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	東陽電気（株） 0000051700		342,000			落札

備考 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

【指名理由】
当該施設内にある老朽化した設備の更新について、現場に精通し、早急な対応が可能な3業者へ見積した結果から最低金額を提示した東陽電気（株）と随意契約を締結し、修繕工事を実施するものです。
。（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号に該当）

見積執行調書

			施行番号		507管配修0011	
件名		中洲団地加圧ポンプ場照明器具更新外修繕工事（管）				
施行場所		倉敷市安江地内				
見積（開札）日時		令和 7年 6月17日			落札率	100.00 %
見積（開札）場所		水道総務課窓口				
執行方法		随意契約	支出負担予定番号		0132	
施行担当課		水道管理課	予定価格（税込）		239,800 円	
落札業者		東陽電気（株）	最低制限価格（税抜）		-	
			落札額（税込）		239,800 円	
			消費税及び地方消費税額		21,800 円	
整理番号	入札業者		第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	東陽電気（株） 0000051700		218,000			落札

備考 上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

【指名理由】
当該施設内において場内照明器具外を更新する必要がある、現場に精通し、対応が可能な東陽電気（株）と随意契約を締結し、修繕工事を実施するものです。
（地方公営企業法施行令第21条の13第1項第1号に該当）

見積執行調書

			施行番号		507管配修0012	
件名		有城サンハイツ加圧ポンプ場照明器具更新外修繕工事（管）				
施行場所		倉敷市有城地内				
見積（開札）日時		令和 7年 6月 17日			落札率	100.00 %
見積（開札）場所		水道総務課窓口				
執行方法		随意契約		支出負担予定番号	0133	
施行担当課		水道管理課		予定価格（税込）	173,800 円	
落札業者		東陽電気（株）		最低制限価格（税抜）	-	
				落札額（税込）	173,800 円	
				消費税及び地方消費税額	15,800 円	
整理番号	入札業者		第 1 回	第 2 回	第 3 回	結果
1	東陽電気（株） 0000051700		158,000			落札

備考 上記金額に 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

【指名理由】
当該施設内において場内照明器具外を更新する必要がある、現場に精通し、対応が可能な東陽電気（株）と随意契約を締結し、修繕工事を実施するものです。
（地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 1 号に該当）